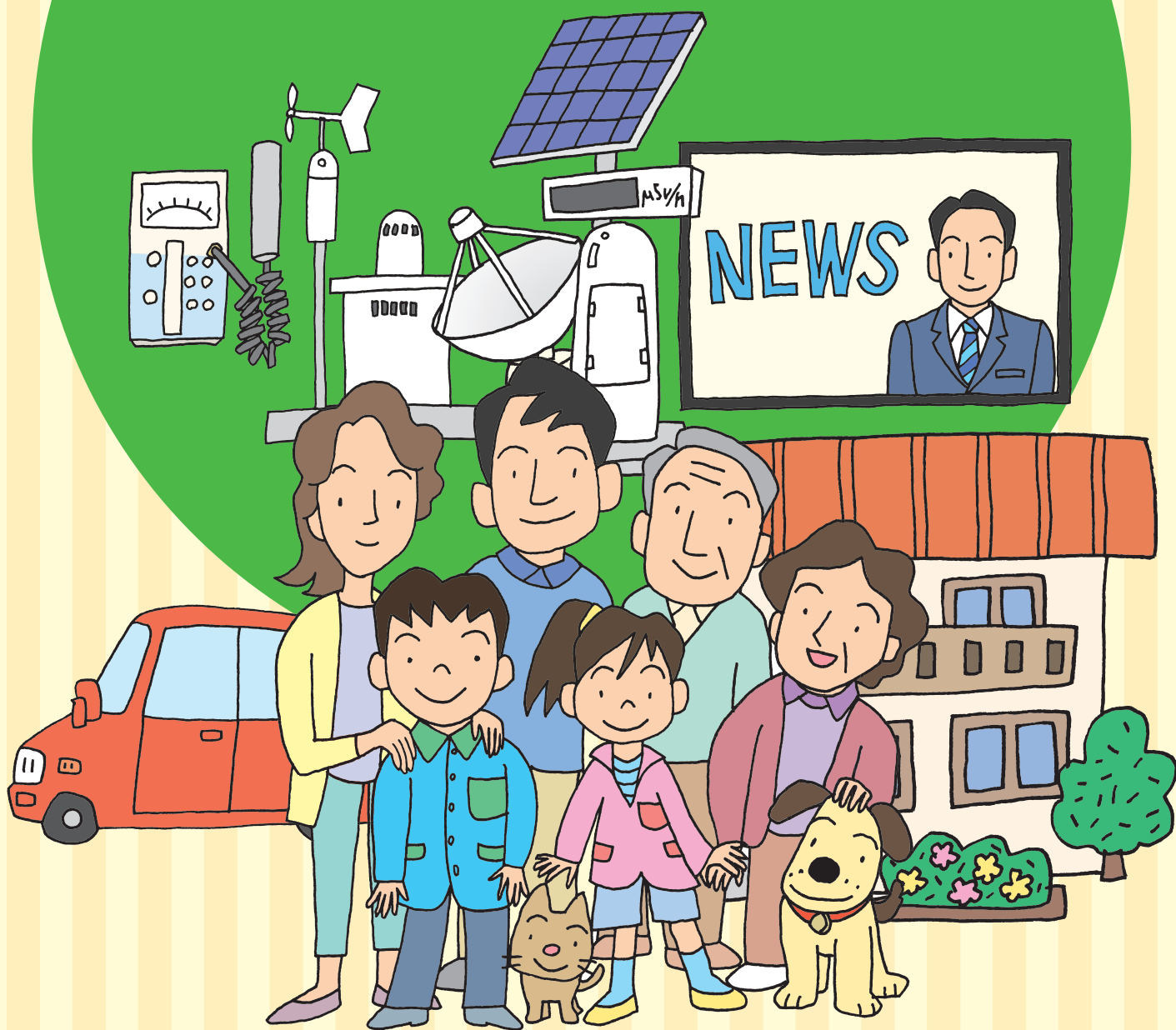


# 原子力災害に備えて



平成26年11月  
福島県

## はじめに

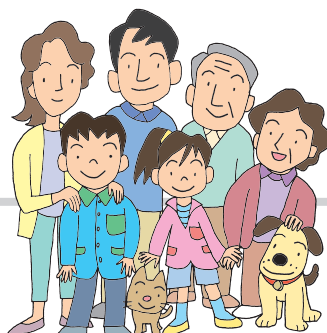
平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれに続く大津波に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、住民の県内外への避難や甚大な環境汚染など、深刻な事態が生じる結果となりました。

福島県では、この事故対応の反省を今後の原子力防災に反映させることを目的として、「福島県地域防災計画(原子力災害対策編)」において、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大及び通信連絡体制の強化といった見直しや、国の原子力災害対策指針を踏まえた修正を行っています。

さらには、平成26年4月、原子力災害時の避難手段や避難先などをまとめた「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」を策定しました。

これは、東日本大震災直後の初動対応に対する課題を踏まえ、万が一、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、市町村域及び県域を越えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、県民の安全・安心を確保するために策定したものです。

この冊子は、これら原子力防災の取組に対するご理解を深めていただくとともに、原子力災害発生時の円滑な応急対策の一助となるよう作成したものです。本県の原子力防災体制のより一層の充実にご協力いただければ幸いです。



# 目次

## 第1 原子力災害

### 1. 原子力発電所の事故について

- 福島第一原子力発電所事故の概要 ..... 1-2
- 放射性物質の飛散 ..... 3

### 2. 原子力災害の特殊性について

- 原子力災害の特徴 ..... 4
- 放射線による被ばく ..... 5

## 第2 原子力災害時の国と県の体制

### 1. オフサイトセンターでの活動について ..... 6

### 2. 福島県災害対策本部と現地災害対策本部について ..... 7

### 3. モニタリングについて ..... 8-9

## 第3 広域避難計画

### 1. 広域避難計画について

- 計画の概要 ..... 10
- 計画の対象となる区域 ..... 11

### 2. 避難指示の流れについて

- 避難の決定 ..... 12-13
- 発電所から県・市町村への通信連絡体制 ..... 14
- 住民への広報手段 ..... 15

### 3. 避難について

- 避難手段 ..... 16
- 段階的避難と屋内退避 ..... 17
- 避難先 ..... 18
- 避難で気を付けること ..... 19-20
- スクリーニング ..... 21

### 4. 安全確保について

- 空間放射線量に関する情報 ..... 22
- 飲食物の摂取制限 ..... 23
- 緊急時医療活動 ..... 24

## 第4 資料

- 避難先市町村と主な避難ルート一覧 ..... 25-28

## 1. 原子力発電所の事故について

### ■ 福島第一原子力発電所事故の概要

東日本大震災発生時、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下、「福島第一原発」という。)では、1号機～3号機は運転中、4号機～6号機は定期検査で停止中でした。地震により1号機～6号機の全てが外部電源を喪失しましたが、非常用発電機により炉心と使用済燃料プールの冷却を開始しました(4号機は炉心に燃料はありませんでした)。

しかし、地震発生から約50分後に到達した津波により、6号機の一台中を除いた非常用発電機が浸水し、電源設備が使えなくなってしまいました。冷却が停止したため、1号機～3号機では燃料が溶融し、放射性物質が大気中に放出されました。1号機と3号機では、高温の燃料棒と水が反応して生じた水素が原子炉建屋に滞留し、建屋最上階で水素爆発が起り、4号機では、3号機から流れこんだと推定されている水素により、原子炉建屋最上階で水素爆発が起りました。1号機～3号機では消防車による海水注入等により炉心冷却を行いました。また1号機～4号機の使用済燃料プールでは、コンクリートポンプ車による注水等により使用済燃料プールの冷却を行い、燃料の溶融には至りませんでした。一方で、5号機と6号機は非常用発電機を融通し合い、炉心と使用済燃料プールの冷却を行うことができたため、過酷事故には至りませんでした。

福島第一原発事故の状況

	震災時の 運転状況	施設への影響			
		外部電源	非常用電源	炉心などの冷却機能	水素爆発
1号機	運転中 →自動停止	すべて喪失	津波により 使用不能	冷却機能喪失 →炉心損傷	3月12日原子炉 建屋で水素爆発
2号機	運転中 →自動停止	すべて喪失	津波により 使用不能	冷却機能維持 →3月14日に冷却機能喪失 →炉心損傷	—
3号機	運転中 →自動停止	すべて喪失	津波により 使用不能	冷却機能確保 →3月13日に冷却機能停止 →炉心損傷	3月14日原子炉 建屋で水素爆発
4号機	点検停止中	すべて喪失	津波により 使用不能	冷却機能喪失 (炉心に燃料なし)	3月15日原子炉 建屋で水素爆発
5号機	点検停止中	すべて喪失	津波により 使用不能	冷却機能維持	—
6号機	点検停止中	すべて喪失	使用可能		—

## ● 福島第一原子力発電所の廃炉の取組み (平成26年10月31日現在)

廃炉作業を進めるため、1号機～4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し、さらには1号機～3号機の炉心からの溶融燃料の取り出しが必要です。

1号機、3号機、4号機の原子炉建屋最上階は、水素爆発により天井が吹き飛び、ガレキが散乱しました。4号機は使用済燃料プールから燃料を取り出すためのガレキの撤去が完了し、燃料取り出し用カバーが設置され、平成25年11月から燃料を取り出し、平成26年12月末までに完了する予定です。3号機は無人重機により最上階床面のガレキ撤去が完了し、現在、除染作業と使用済燃料プール内に落ちたガレキの撤去が行われています。1号機は平成26年10月に原子炉建屋カバーの解体作業が開始されました。2号機は水素爆発を回避できたことから建屋天井は健全な状態にありますが、建屋内の線量が高いため、使用済燃料プールからの燃料取り出し方法が検討されています。

5号機、6号機は廃炉が決定し、6号機の炉心からは使用済燃料プールへ燃料が取り出され、5号機は平成27年3月に炉心からの燃料取り出しが開始される予定です。

また、原子炉建屋内への地下水の流入を抑制するとともに汚染水漏えいによる環境汚染を防ぐため、汚染水対策が行われています。

1～4号機の建屋地下階には汚染水が滞留しており、そこに地下水が流入することにより汚染水の量が増加し続けると地下水位を超え、建屋内から汚染水が漏えいするおそれがあることから、これを防ぐために、汚染水を汲み上げています。汲み上げた汚染水は、放射性セシウムをある程度除去したうえで、塩分の濃い水と薄い水に分離され、濃い水はタンクに貯留し、薄い水は原子炉の冷却水に用いられています。

タンクに貯留された汚染水は、多核種除去設備 (ALPS) により、トリチウム以外の放射性物質を浄化し、再びタンクに貯留されています。多核種除去設備の新設・増設により汚染水の浄化が進められています。

併せて、国と東京電力は、「地下水バイパス」や「陸側遮水壁(凍土方式)」等の地下水流入抑制のための取組を進めています。これらの取組により、建屋内に流入する地下水を減らし、建屋への地下水流入箇所を止水し、滞留水の処理を完了、その後、建屋内を除染し、炉心の溶融燃料の取り出しに着手する計画としています。

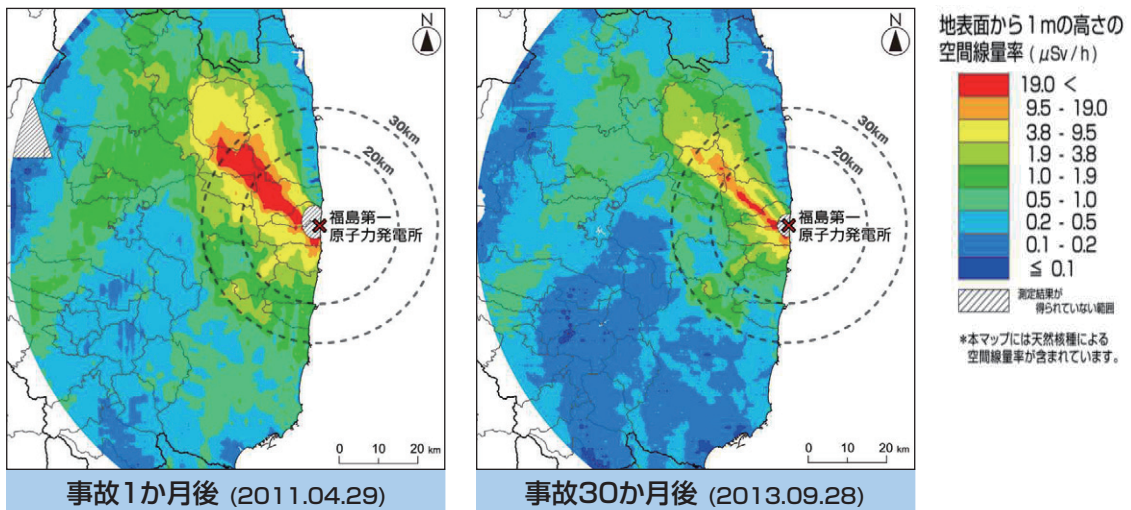
「東京電力株式会社福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成25年6月改訂。平成27年春改訂予定)では、1号機と2号機は平成32年度に、3号機は平成33年度に溶融燃料の取り出しを開始する計画とされており、取り出しを終え、廃止措置が完了するまでに30～40年かかるとされています。

## ■ 放射性物質の飛散

福島第一原発事故により放出された放射性物質は、県内外の広い範囲に拡散し、汚染された水が海に流れ込んだことで海洋汚染も発生しました。

放射性物質の影響により、国から食物等の摂取制限措置や農水産物の出荷、生産停止の指示が出され、現在も県内の野菜類、穀物、水産物等の一部に出荷制限や摂取制限の指示が出されています。

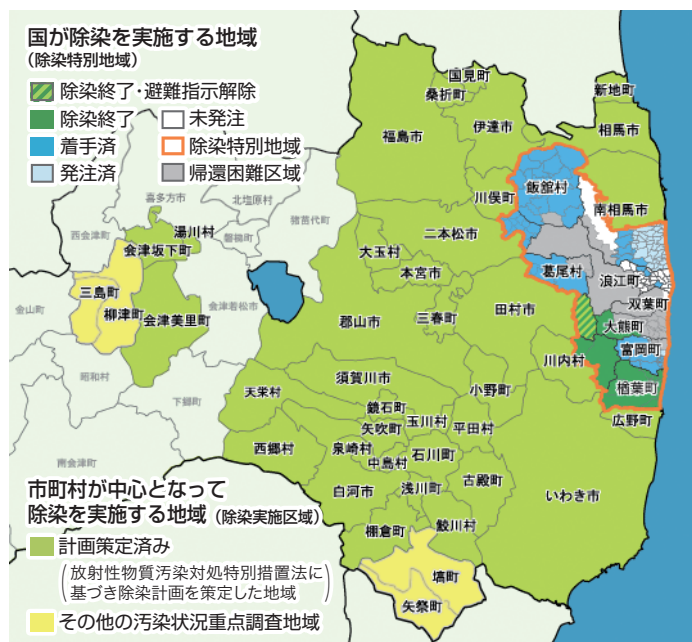
福島第一原発周辺の航空機モニタリングによる空間線量率の測定結果



出典 「原子力規制委員会 航空機モニタリングによる空間線量率の測定結果」より

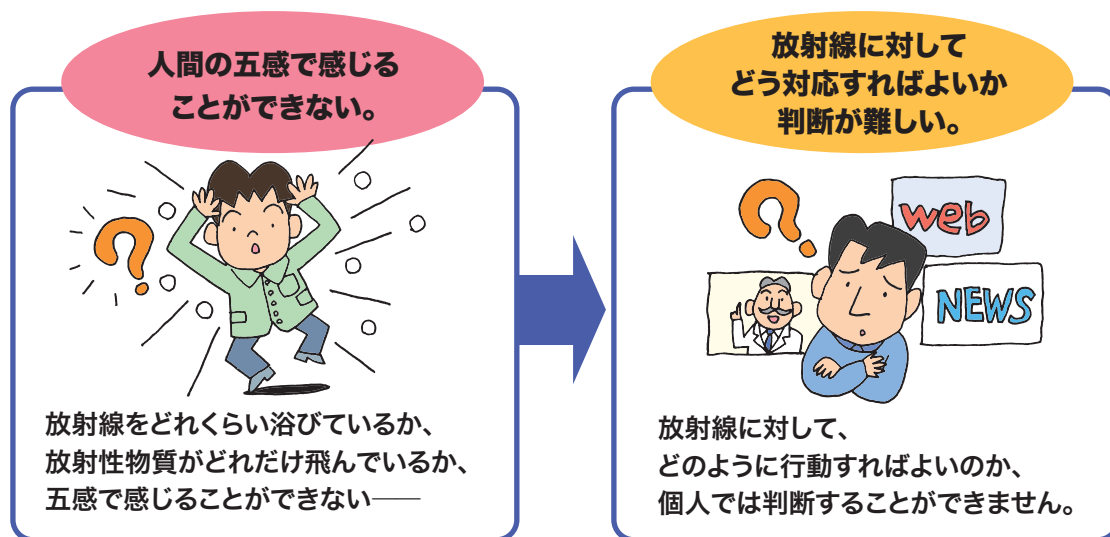
放射性物質で汚染された家屋や土壌は、法律に基づいて除染作業が進められています。福島県内の除染実施状況は右図のとおりです (平成 26 年6月末時点)。

福島県内の除染実施状況



## 2. 原子力災害の特殊性について

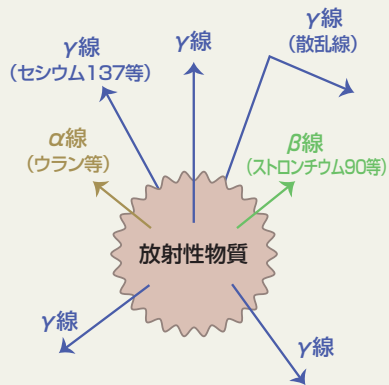
### ■ 原子力災害の特徴



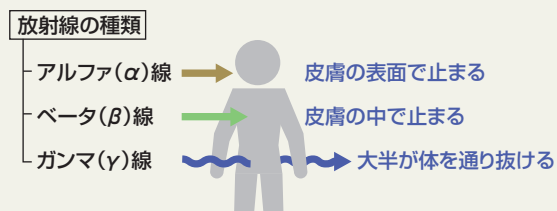
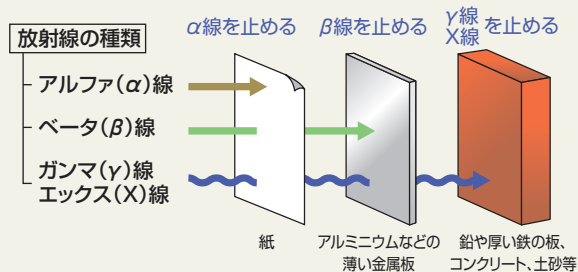
原子力災害への対応は、放出された放射性物質の量や拡散の状況により変わります。  
県及び国では、モニタリングポスト等を設置して、空間放射線量を監視しています。  
正しい情報と知識のもと、冷静な対応を取ることが重要となります。

### 放射線について再確認しましょう

- 放射線は放射性物質から出る $\alpha$ 線や $\beta$ 線、 $\gamma$ 線等を指します。



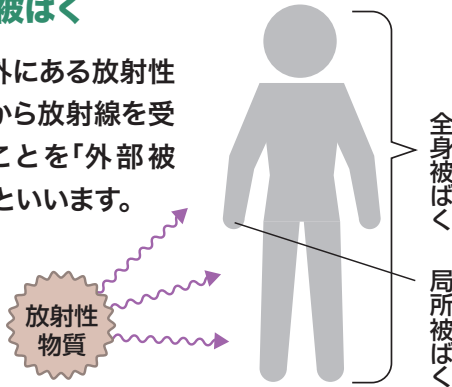
- 放射線は種類によって物を通り抜ける力が違います。



## ■放射線による被ばく

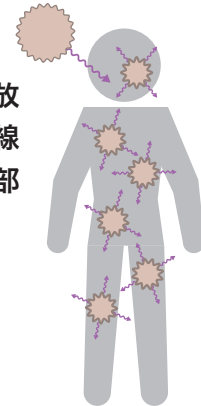
### 外部被ばく

体の外にある放射性物質から放射線を受けることを「外部被ばく」といいます。



### 内部被ばく

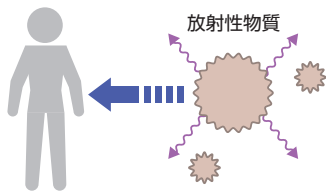
体内に取り込んだ放射性物質から放射線を受けることを「内部被ばく」といいます。



### 放射線による影響を小さくするための、3つの原則があります。

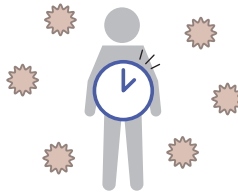
#### 防護 1 距離

放射性物質から距離をとる



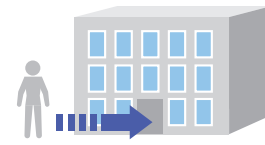
#### 防護 2 時間

放射線を受ける時間を短くする



#### 防護 3 遮へい

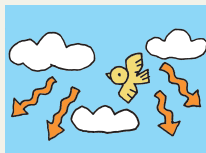
コンクリートなどの建物の中に入る  
(木造よりコンクリートの方が放射線を通しにくい)



避難により放射性物質から距離をとることや、放射線を受ける時間を短くすること、建物への屋内退避により、放射線を遮ることで、放射線による影響を小さくすることができます。

### 身の回りの放射線について

#### 自然放射線の影響 日本平均 約2.1 ミリシーベルト/年



大気中のラドン等  
約0.48ミリシーベルト/年



大地から  
約0.33ミリシーベルト/年



宇宙から  
約0.3ミリシーベルト/年

- 放射線は事故由来のものだけではなく、事故以前から自然界に存在しています。
- 食品にも、自然由来の放射性物質が含まれています。

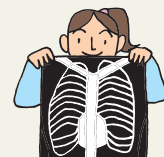


食品から  
0.99ミリシーベルト/年

#### 人工放射線の影響



胸部CTスキャン  
約5~30ミリシーベルト/回



胸部エックス線撮影  
約0.06ミリシーベルト/回

出典 「独立行政法人放射線医学総合研究所HP」より

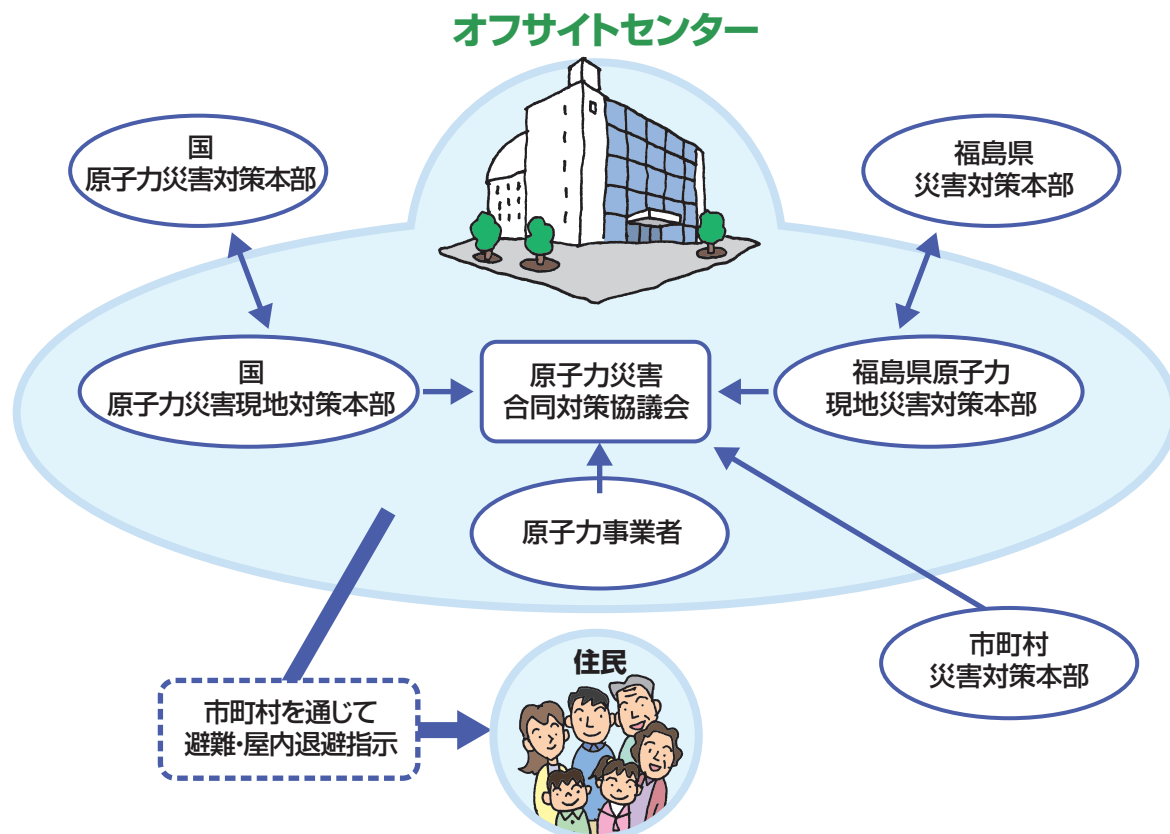
## 第2 原子力災害時の国と県の体制

### 1. オフサイトセンターでの活動について

国は、原子力緊急事態が発生した場合、内閣総理大臣を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置するとともに、オフサイトセンターに環境副大臣又は環境大臣政務官を本部長とする「原子力災害現地対策本部」を設置します。

オフサイトセンターでは、国、県、関係市町村、原子力事業者、防災関係機関及び放射線や被ばく医療の専門家等が一堂に会する「原子力災害合同対策協議会」を組織し、事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援等、様々な緊急事態応急対策について指揮の調整を図ります。

なお、県では、大熊町にあるオフサイトセンターが避難指示区域内にあり、当面活用できないため、現在、南相馬市に福島第一原発のオフサイトセンター、楡葉町に東京電力株式会社福島第二原子力発電所(以下、「福島第二原発」という。)のオフサイトセンターの整備を進めており、平成28年4月に供用を開始する予定です。(現在「原子力災害現地対策本部」は暫定的に福島自治会館に設置されています。)



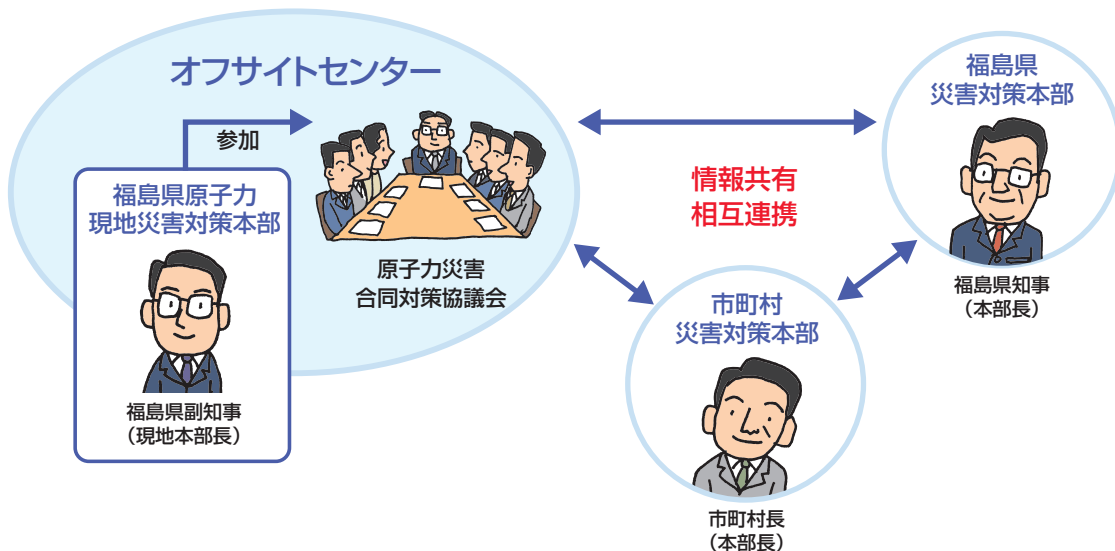
## 2. 福島県災害対策本部と現地災害対策本部について

1 知事は、原子力発電所で事故が発生し、次のうちいずれかに該当する場合には、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策を迅速かつ強力で推進するため、直ちに「福島県災害対策本部」を県庁に設置することとなっております。

- (1) 発電所の原子力防災管理者(所長)から警戒事象発生の通報を受け、知事が必要と認めた場合
- (2) 発電所の原子力防災管理者から原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合
- (3) 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値(5マイクロシーベルト/時)が検出され、原子力防災専門官が発電所によるものと確認した場合(当面、福島第二原発に限るものとする。)
- (4) 内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合
- (5) その他知事が必要と認めたとき  
(県が設置しているモニタリングポスト等により、異常な空間線量率が計測され、その原因が発電所に起因することが明らかな場合等)

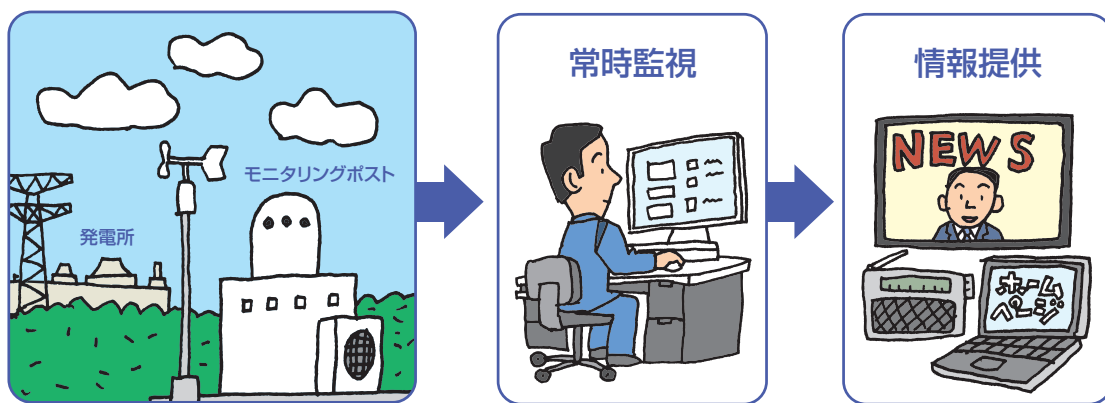
福島県地域防災計画 原子力災害対策編(平成25年度修正)より抜粋

2 知事は、災害対策本部の設置と同時に、オフサイトセンターに副知事を現地本部長とする「福島県原子力現地災害対策本部」を設置して、国や市町村等と連携しながら応急対策の実施にあたります。

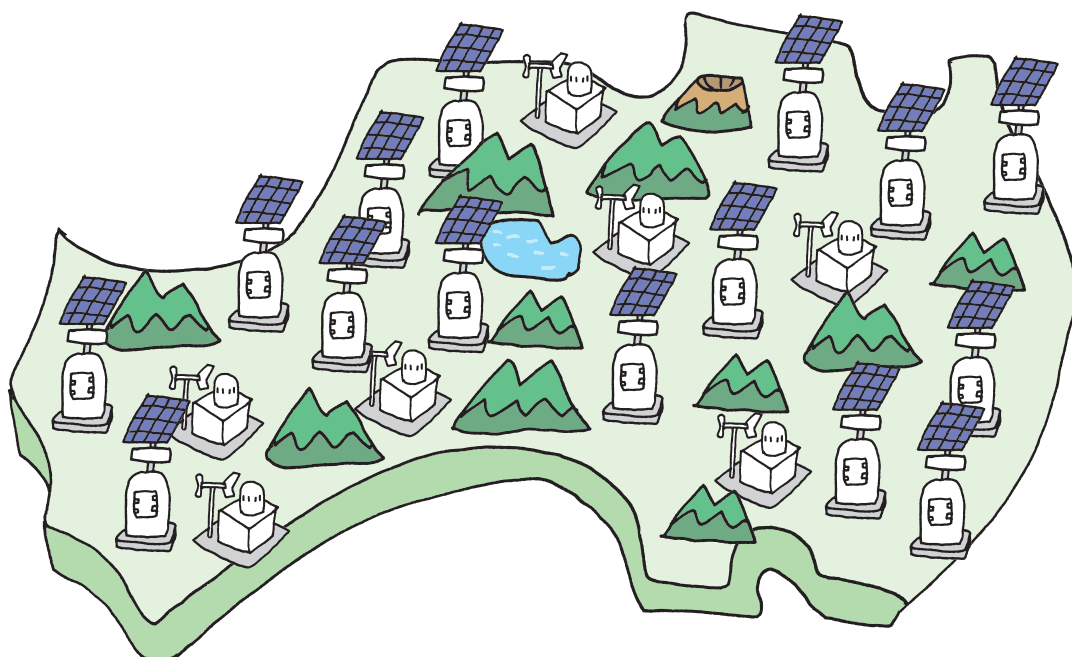


### 3. モニタリングについて

県では、原子力発電所から発生する放射線や放射性物質の環境への影響を監視するため、昭和48年から40年以上にわたり、環境放射能を測定しています。原子力発電所の周辺にもモニタリングポストを設置し、空間線量率の状況等を常時監視しています。異常を覚知した際は、直ちにその原因調査等を行い、県民の皆さまへ迅速に情報提供を行います。



福島第一原発の事故以降は、モニタリングポストの増設やモニタリングの種類を追加を行い、緊急時モニタリングとして県内各地の空間線量率や水・大気・土壌中の放射性物質濃度の測定等を実施しています。



## 発電所で異常が起きた時のモニタリング体制（緊急時モニタリング）

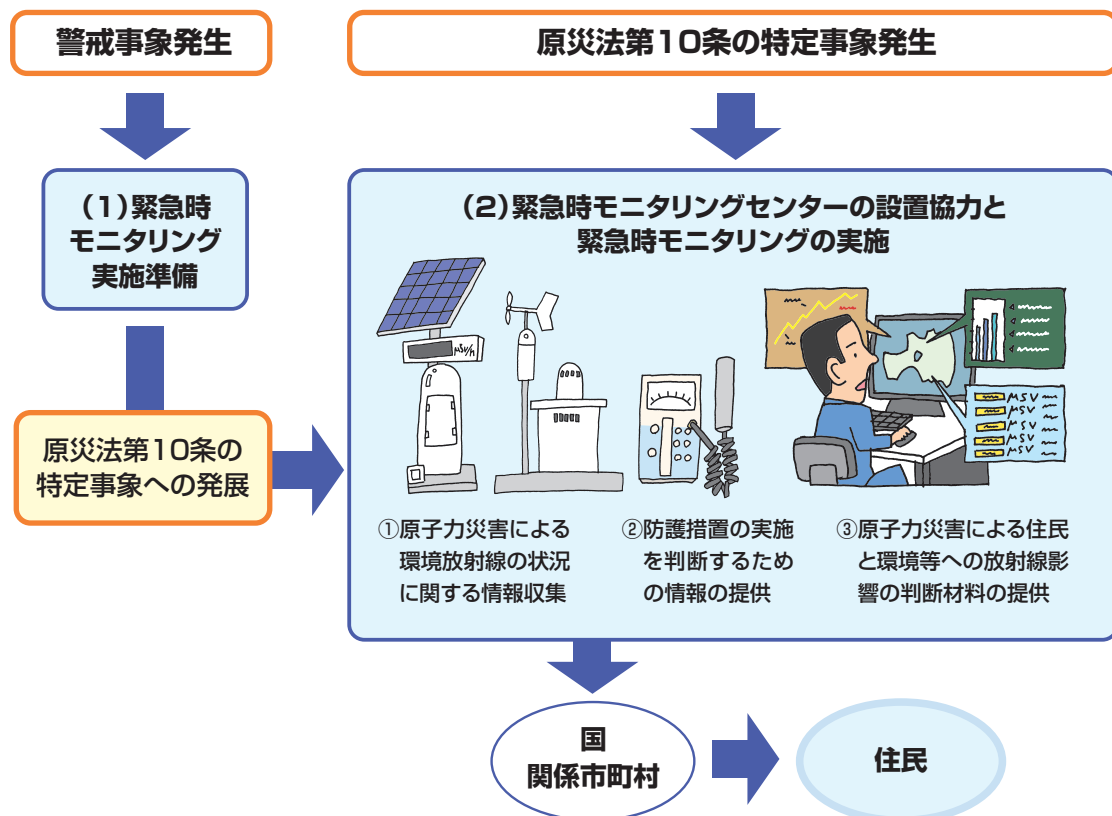
### (1) 警戒事象発生時の通報を受けた場合

県は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生時の通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備を直ちに開始します(福島第一原発の事故以降、緊急時モニタリングは継続しています)。

### (2) 原子力災害特別措置法(以下、原災法という。)第10条の特定事象発生時の通報を受けた場合

県は、発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生時の通報を受けた場合、国が設置する緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力・参画し、国の指揮の下、緊急時モニタリングを実施します。

緊急時モニタリングセンター長は、モニタリング結果の妥当性を確認した後、国の原子力災害対策本部、関係市町村等に送付し、住民避難などの防護措置を講ずるための情報を提供します。



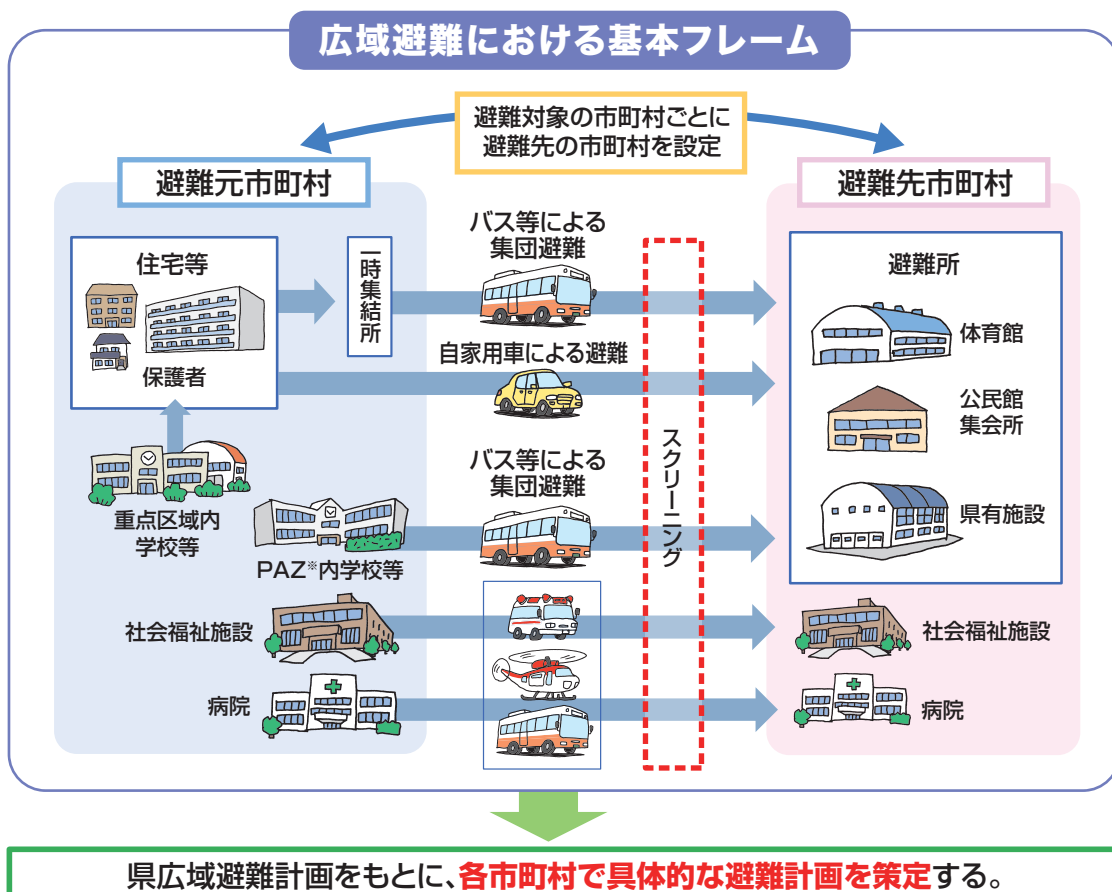
## 第3 広域避難計画

# 1. 広域避難計画について

## ■ 計画の概要

万が一、福島第一原発及び福島第二原発で、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがあり、市町村域または県域を越えた広域的な避難が必要となる場合に備え、福島県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、県は「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」(以下、「県広域避難計画」という。)を策定しました。この計画は広域避難の基本的なフレームを策定したものであり、避難対象の市町村ごとに避難先市町村を定め、基本的な避難ルート等を示しています。

また、避難対象の市町村は、県広域避難計画に基づき、住民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な避難計画を策定するものとし、あらかじめ地区ごとに避難先施設、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、住民に対して事前に周知しておくこととしています。

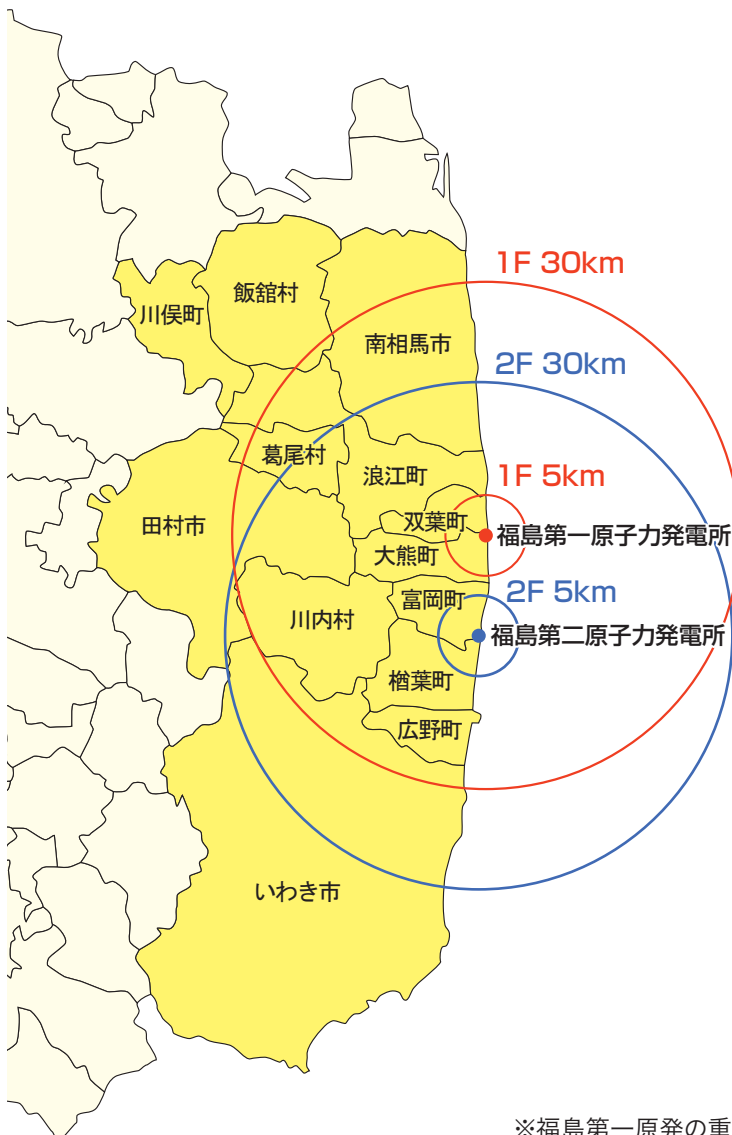


※PAZ(予防的防護措置を準備する区域)・・・11ページをご確認ください。

## ■ 計画の対象となる区域

県は、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（以下、「重点区域」という。）の範囲を、福島第一原発の事故の際、国による避難指示のあった地域を考慮して、以下の図のように定めています。

県広域避難計画の対象となる区域は、これら重点区域を有する市町村の全域としており、当該市町村は地域防災計画（原子力災害対策編）及び避難計画を策定することとしています。



### 暫定的な重点区域の範囲

#### PAZ

福島第一原発(1F)、福島第二原発(2F)からそれぞれ5kmを目安に行政区画や地形等を考慮して設定

※PAZ  
(予防的防護措置を準備する区域)  
直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置を準備する区域

#### UPZ

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村（各市町村の全域）

※UPZ  
(緊急時防護措置を準備する区域)  
避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域

※福島第一原発の重点区域については、国の原子力災害対策指針によって、今後示されることとなっているため、暫定的に県が定めています。

## 2. 避難指示の流れについて

### ■ 避難の決定

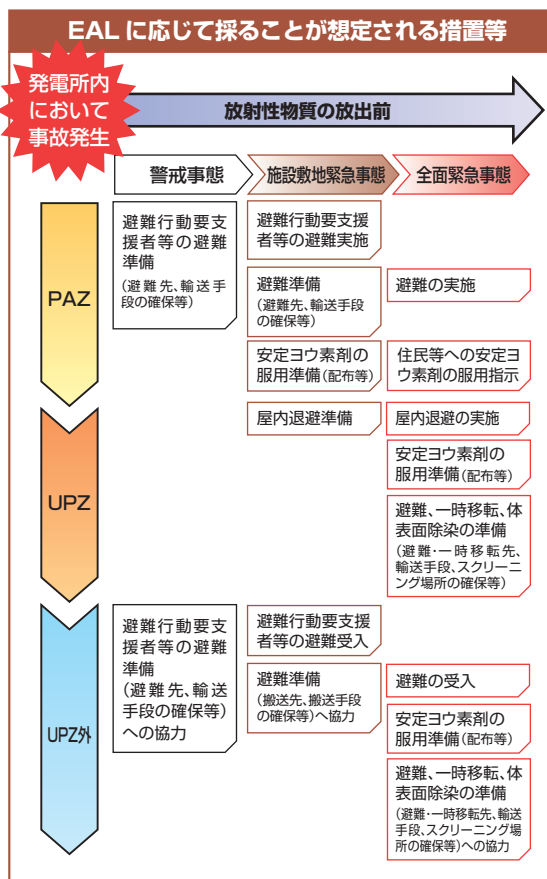
広域避難計画で定める避難等の対応は、初期対応段階における防護措置です。

初期対応段階で行う避難等の措置は、原子力発電所の状況に応じたもの(放射性物質放出前)と放射性物質の放出状況に応じたもの(放射性物質放出後)に大きく分けられます。

#### 放射性物質放出前（原子力発電所の状況に応じた措置）

原子力発電所の状況に応じた措置は、緊急時活動レベル(EAL\*)に応じて、3つの区分(警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態)により段階的に実施するものとしています。

なお、PAZ、UPZ及びUPZ外の各区域ごとに、EALの各区分に応じた避難等の防護措置が講じられます。



区分	概要
警戒事態	放射線による影響は現時点ではないが、原子力発電所における異常事態の発生やそのおそれがある段階
施設敷地緊急事態	放射線による影響をもたらす可能性がある事故が生じたため、避難等の防護措置の準備を開始する段階
全面緊急事態	放射線による影響をもたらす可能性が高い事故が生じたため、迅速な避難等の防護措置を実施する段階

#### \*【緊急時活動レベル】

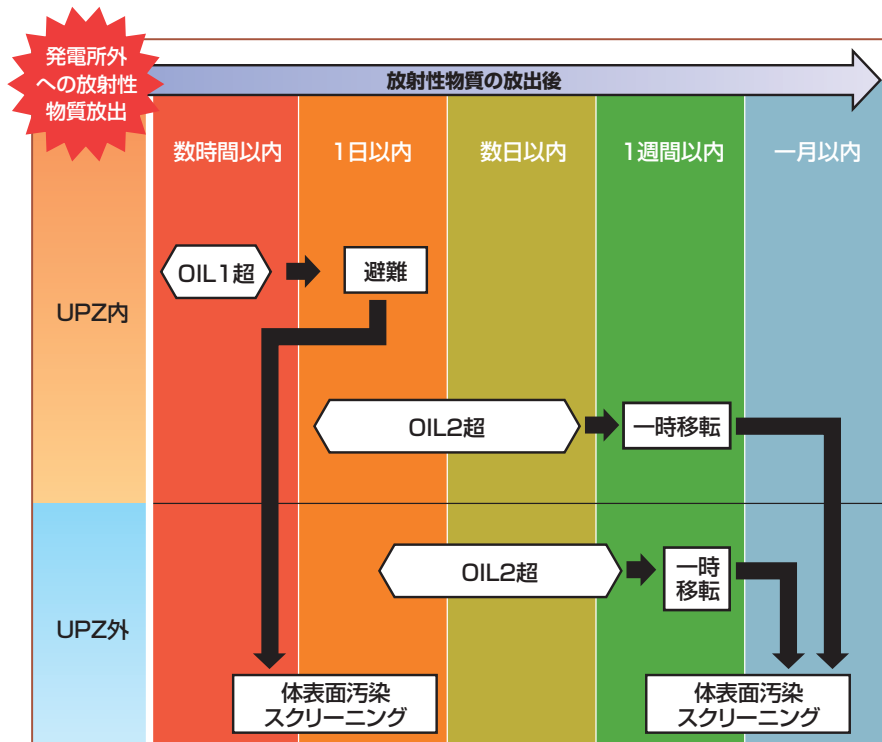
(EAL : Emergency Action Level)

原子力発電所の状況に応じて、緊急事態を3つに区分し、各区分における主な事象と避難等の防護措置の枠組み(各区分における避難対象や避難準備などの行動)を定める緊急時における基準。

### 放射性物質放出後（放射性物質の放出状況に応じた措置）

放射性物質の放出状況に応じた措置は、空間線量率等のモニタリング結果を基準(OIL)\*に照らし合わせ、避難、屋内退避、一時的な移転等の措置を実施することとしています。

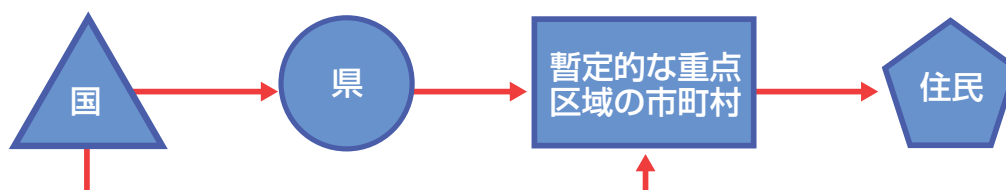
空間線量率	避難等の防護措置
20マイクロシーベルト/時(OIL2)	1週間以内に一時移転
500マイクロシーベルト/時(OIL1)	数時間から1日以内に避難、屋内退避



\*OIL : Operation Intervention Level

環境放射線モニタリング結果に基づき、防護措置を迅速に実行できるよう、防護措置の実施を判断する空間線量率等の計測可能な値で表される基準。

EALやOILの基準に該当する事態になった場合、国は県又は指示対象となる市町村へ住民の避難や屋内退避等の指示を出し、その後、市町村は住民へ避難や屋内退避等の指示を出します。

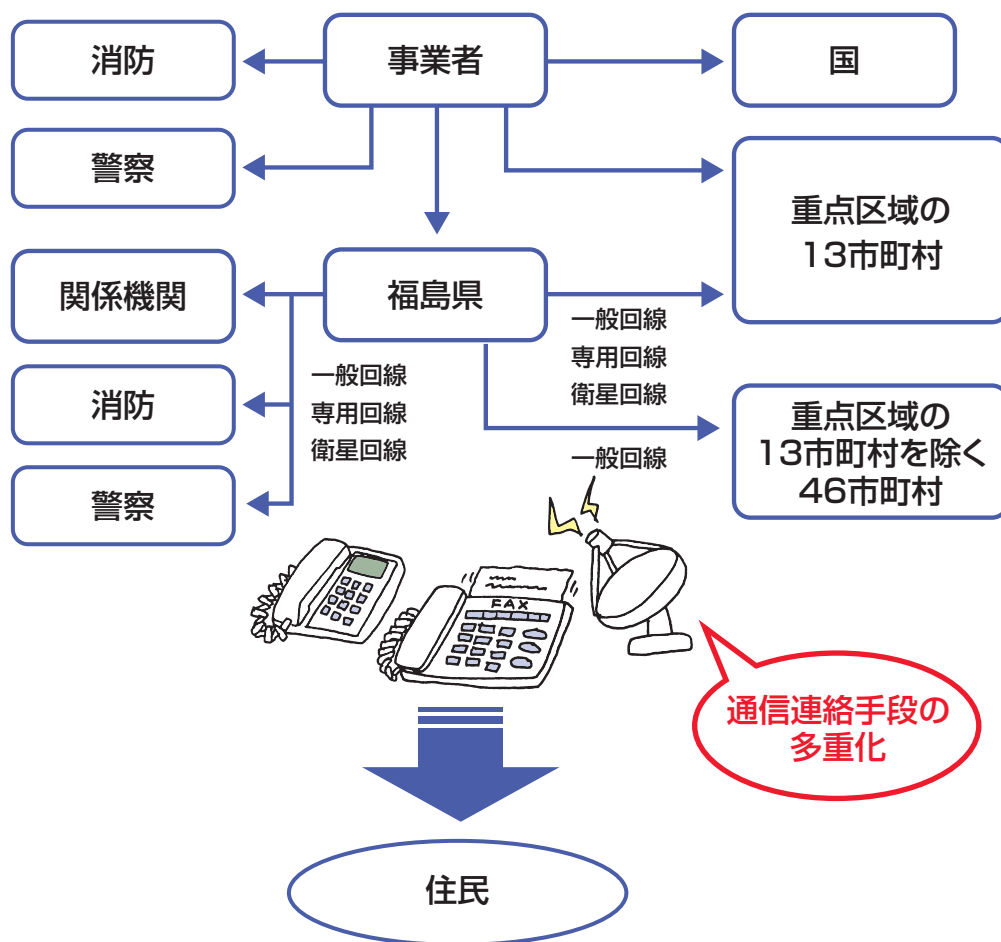


## ■ 発電所から県・市町村への通信連絡体制

原子力発電所は、原災法第10条に定める特定事象が発生した場合、直ちに国、県、関係市町村、警察機関、消防機関等に通報することとされています。

原子力発電所から通報を受けた県は、通報内容を確認して、県内全市町村、消防等の関係機関に情報提供を行います。

県は、一般回線による電話・FAX、専用回線による電話・FAX・TV会議、衛星回線による電話、PCメール等の様々な連絡手段を整備し、通信連絡手段の多重化を図っています。



## ■ 住民への広報手段

### 1. 県による広報

県は、原子力発電所から通報があった場合、国の判断結果及び住民に対する行動の指示を確認した後、直ちに、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して緊急報道の実施を要請します。

また、緊急速報エリアメール、SNS等を利用した広報も速やかに行います。

### 2. 関係市町村による広報

関係市町村は、住民及び一般事業所等に対して、緊急速報エリアメール、防災行政無線、広報車及び消防団員の巡回等により、指示の伝達を行います。

### 3. 関係機関との連携

県は、国及び市町村と連携して、鉄道会社、バス会社、タクシー会社及び道路管理者等の機関の協力を得て、観光客や一時立入者等に対する広報体制を確保することとしています。

また、周辺海域の船舶には、海上保安庁の巡視船及び各漁業組合の漁業無線等により安全な海域へ避難するよう広報を行います。



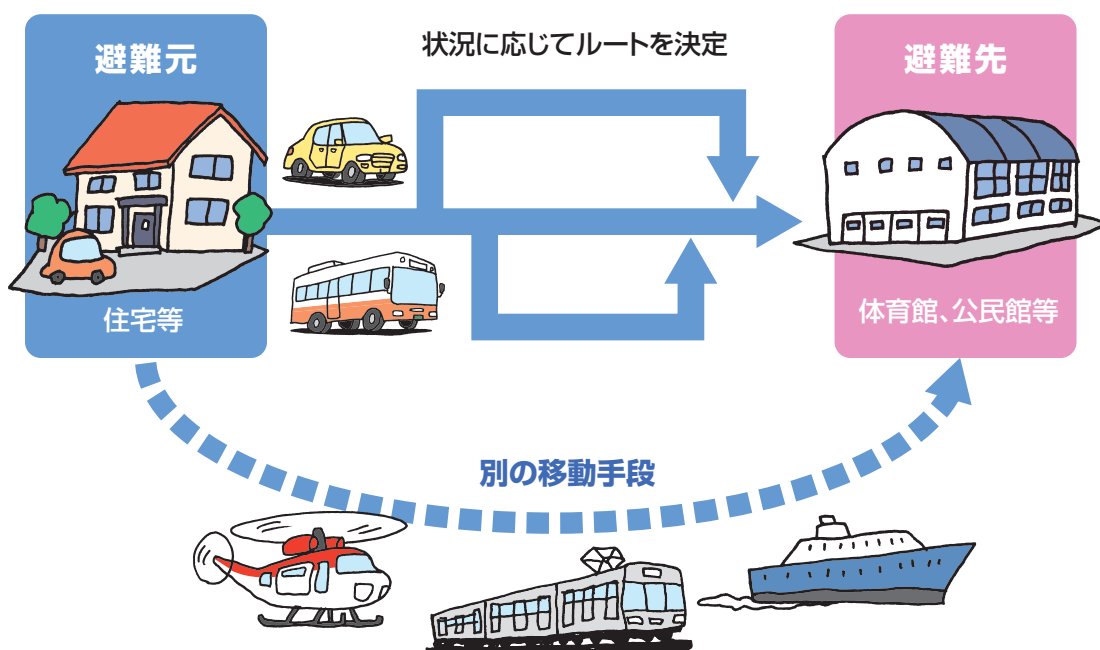
## 3. 避難について

### ■ 避難手段

避難にあたっては、災害の状況に応じて、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用することとしています。

広域避難計画では、主要な国道及び県道を中心に基本となる避難ルートを決めており、これに加えて、県及び関係市町村では複数の避難ルートを選定し、事前に住民に対して周知を図ることとしています。

道路状況及び風向き等により、国、県、関係市町村及び県警察本部等が調整のうえ、適切な避難ルートを決定的こととしています。

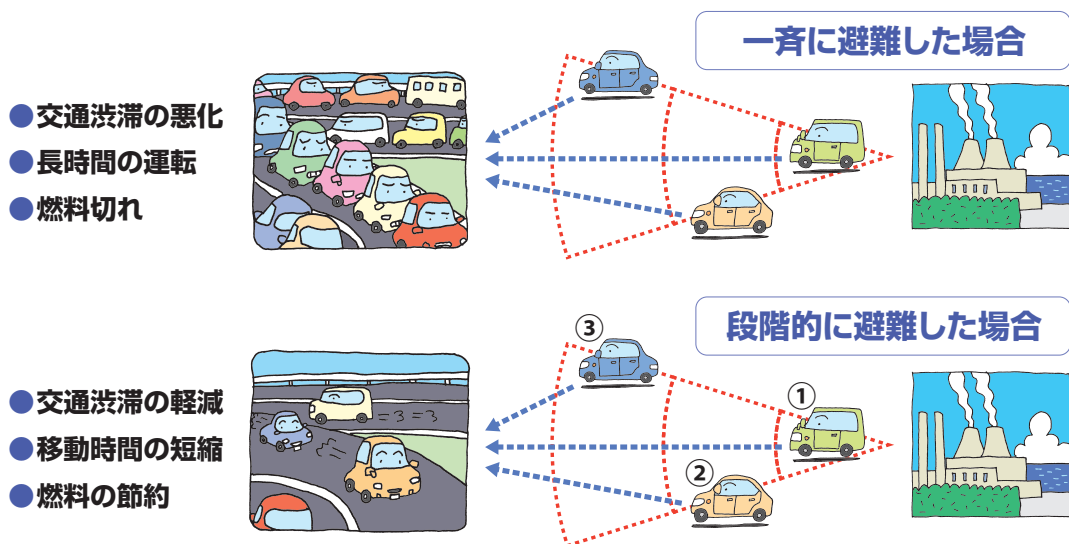


## ■ 段階的避難と屋内退避

### (1) 段階的避難

避難対象者が速やかに避難先施設に避難できるよう、交通渋滞等の原因となる自主避難(避難指示に基づかない避難)を抑制するため、国、県及び関係市町村が調整のうえ、段階的に避難指示を行うこととしています。

段階的避難を行うことにより、車両による移動時間の短縮を図ることができるため、身体的負担の軽減及び燃料切れ等の車両トラブルの防止にも有効と考えられます。



### (2) 屋内退避

屋内退避とは、住民等が自宅等の建物内にとどまることです。屋内退避をすることによって、放射性物質の体内への取り込みを抑えること及び外部被ばくを小さくすることができます。

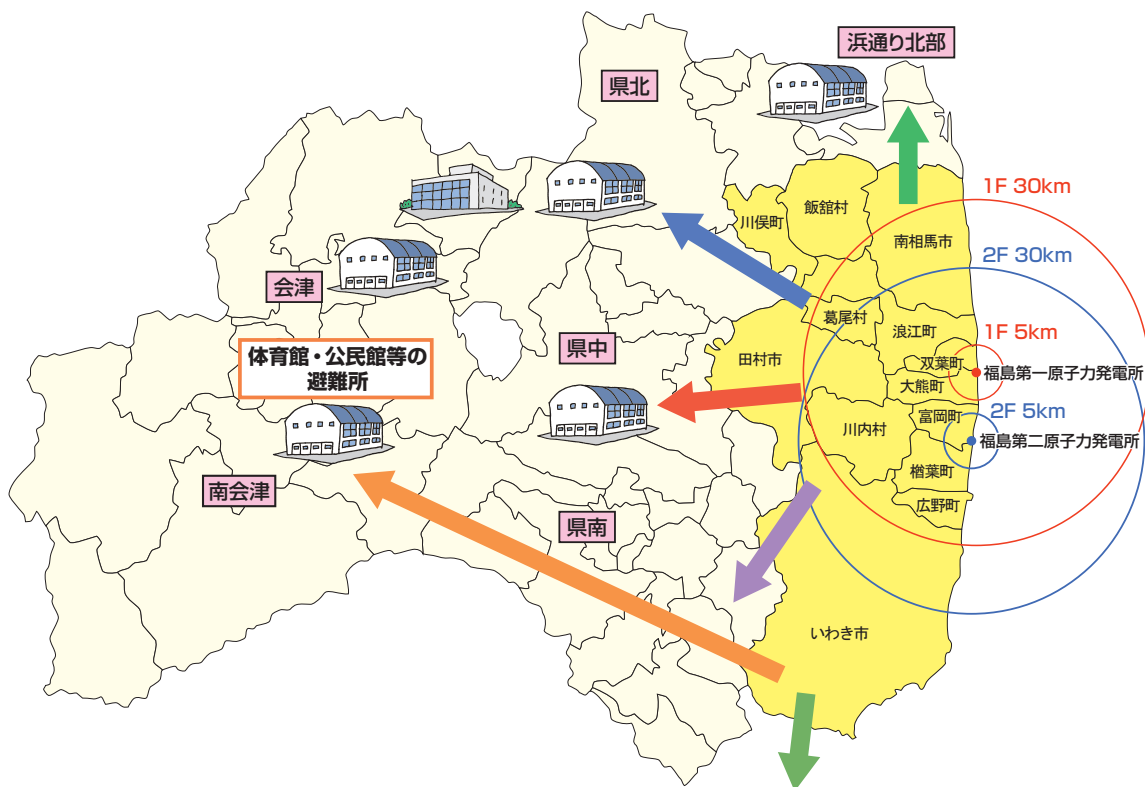
屋内退避となった場合、県は、屋内退避中の住民に対し、テレビ・ラジオ及びインターネット等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供し、関係市町村は、防災行政無線及び広報車を使って、災害情報を広報して住民の安全確保に努めることとしています。



## ■ 避難先

広域避難計画では、避難先市町村を決定するうえで、避難者が居住していた地域コミュニティの維持に十分配慮し、可能な限り、地区の分散を避けるとともに、福島第一原発及び福島第二原発から放射状に速やかな避難となることを基本としました。

詳細な避難先については、本誌25ページ以降の「避難先市町村と主な避難ルート一覧」に掲載しております。また、併せて市町村の避難計画をご覧ください。



複合災害などにより、予定していた避難先市町村の施設が利用できない場合を想定して、現在、隣接県と連携を図り、より広域的に避難先を確保することとしています。

また、避難の長期化等に備え、災害発生初期より旅館・ホテル等の二次避難所の調整を行うこととしています。

## ■ 避難で気を付けること

**避難の際は、市町村の指示内容をよく確認し、  
落ち着いて行動してください。**

## ● 避難に備えて準備しておくもの

避難の準備にあたっては、避難所で生活必需品等の物資が早期に支給されないことも想定して、確保が難しいものを優先して準備しておく必要があります。

貴重品や常用薬、着替え、非常食等を準備しておきましょう。また、赤ちゃんのいる家庭では、おむつや粉ミルク等の必要なものも準備しておきましょう。

### 『非常時持出品非常用備蓄品チェックリスト』

#### 貴重品

- 現金(札、小銭)
- 身分証明書
- 健康保険証
- 印鑑
- クレジットカード、キャッシュカード
- 携帯電話

#### 医療品等

- 常用薬
- 応急医薬品(消毒液、軟膏など)
- 生理用品
- 紙おむつ、粉ミルク、ほ乳瓶

#### 衣類

- 動きやすい服装の着替え・スウェット
- シャツ、下着、靴下、セーター
- タオル、バスタオル
- 毛布

#### 日用品

- 懐中電灯
- ラジオ
- 電池の予備
- ライター、マッチ、ろうそく
- マスク
- 手袋、軍手
- 石けん
- ウェットティッシュ
- ちり紙、ロールペーパー
- ビニール袋(大、小)
- ロープ、ガムテープ
- 筆記用具、メモ帳
- 携帯電話の充電機器

#### 食料品関係

- 飲料水
- 缶切り、ハサミ
- 食器類(紙皿、はし、スプーン、カップ)
- 非常食(乾パン、レトルト食品、缶詰など)

※これらはあくまでも一般的なものですので、各家庭に合ったものをご用意ください。

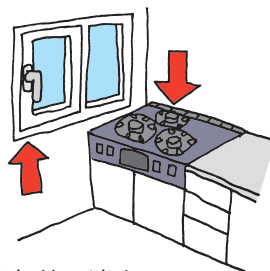
## ● 避難指示が出されたら

### 情報収集



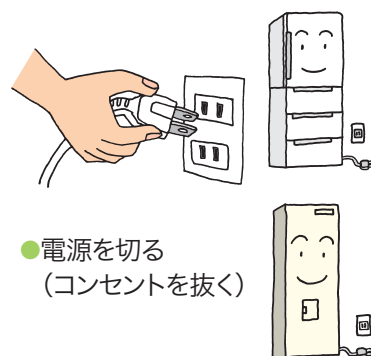
- テレビやラジオのスイッチを入れ、正確な情報をつかむ
- 防災行政無線や広報車等によるお知らせにも注意する

### 火元・施錠確認



- 火気等の消火（ガスの元栓を閉める）
- 戸締まりをする

### 電源確認



- 電源を切る（コンセントを抜く）

### 非常時持出品



- 貴重品は身につけて、最小限の持ち物を持参する

### 相互の助け合い



- 高齢者等には手を貸してお互いに協力し合う
- 近所の人に声をかける

### 被ばく防護



- 外衣、帽子、マスク等を着ける

## ● 集合場所を経由して避難する場合

- 自分の地区の集合場所がどこになるか、事前に市町村へ確認しておきましょう。
- 自分の地区の集合場所までは、原則、徒歩で移動するようにしましょう。

## ● 避難所に到着したら

### 【避難所に到着して最初にすること】

- 受付で、避難された皆さん全員について避難者登録を行います。

### 【避難所での生活】

- 係員が災害情報等の必要な情報をお伝えしますので、落ち着いて行動してください。

## ■ スクリーニング

スクリーニングとは、放射性物質が衣服や体の表面に付いているかどうかを調べることがをいいます。その結果に応じて専門の施設で放射性物質を洗い落とすとともに、詳細な検査を実施します。

### ● スクリーニング体制の整備

県では、避難ルート等に基づいてスクリーニング実施場所をあらかじめ設定し、国及び関係機関と連携して、人員確保や手順の検討等のスクリーニング体制の整備を進めていくこととしています。

### ● スクリーニングの実施

スクリーニングは、国の原子力災害対策本部が決定するスクリーニング基準等に基づいて避難者が避難指示区域から外に出た後に実施し、また、県外へ避難する場合、原則として、県内において実施することとしています。



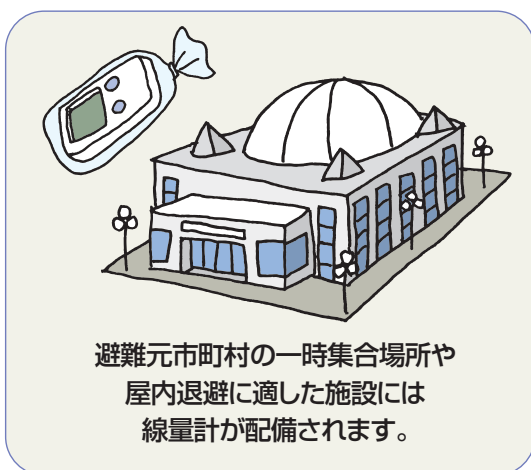
## 4. 安全確保について

### ■ 環境放射線量に関する情報

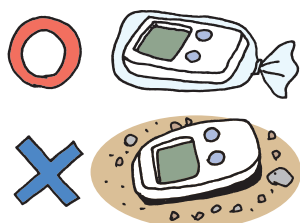
県では、環境放射線についてモニタリングを実施し、その実施状況や結果を情報提供することとしています。

また、避難元市町村における、避難の際の一時集合場所や屋内退避に適した施設には空間線量を測定する線量計を配備することとしています。

個人で空間線量計や積算線量計を使用する場合、取扱説明書等をよく読み、正しく使用してください。



### ● 線量計を使用するときの注意点



地面につけてしまうと、測定器に放射性物質が付着して、正しく測定できなくなるおそれがあります。



測定器が安定するまで時間がかかります。機器を動かさないようにしましょう。



線量計は、精密機器ですので、強い衝撃などを与えないように気付けてください。

## ■ 飲食物の摂取制限

屋内退避等の防護対策を講じるよう指示が出された区域において、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の摂取は禁止されます。

県と市町村は、国の指示または緊急時モニタリング等により定められた指標濃度を超える試料が検出された場合、当該試料が採取された地区の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の摂取を禁止する指示を行います。

また、指定された地区においては、同時に、農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等の指示も出されます。

飲食物の摂取制限等の指示については、テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線等で住民の皆さまにお伝えします。

県と市町村は、飲食物の摂取制限の措置がなされた場合、協力して関係住民等への飲食物の供給を行います。



飲食物摂取制限時には、屋内に貯蔵してあるもの以外は飲食しない。



テレビやラジオ等を通じて正確な情報をつかむ。



市町村や県では必要に応じて飲食物の供給等を行います。

## ■ 緊急時医療活動

### 1. 医療体制

県は、原子力災害時に地域住民の医療を確保するため、関係医療機関から派遣された医師及び緊急被ばく医療の専門家等で組織された医療班を現地災害対策本部に設置して、一般傷病者に対する医療活動、放射性物質による汚染の有無の検査(スクリーニング)等を行います。

スクリーニングの結果、除染が必要な場合、初期被ばく医療機関等で除染や汚染状況の検査等を行います。

さらに、専門的な治療が必要な場合、福島県立医科大学附属病院や放射線医学総合研究所(千葉県)でより高度な診療を行います。



### 2. 安定ヨウ素剤の予防服用

原子力発電所の事故で放出されることがある放射性ヨウ素は、呼吸や飲食によって体内に取り込まれると甲状腺に集積し、甲状腺がんを発生させる可能性があります。

安定ヨウ素剤を予防的に服用することにより、甲状腺被ばくを低減することができますが、適切なタイミングで服用すること、また、避難や屋内退避等の防護措置とともに服用することが必要です。

県では、原子力災害に備え、県及び関係市町村に安定ヨウ素剤を備蓄しており、必要に応じて事前もしくは緊急時に安定ヨウ素剤を配布することとしています。

## 第4 資料

### ■ 避難先市町村と主な避難ルート一覧（平成26年4月30日現在）

※複合災害などにより、予定した避難先市町村の施設が使用できない場合を想定して、現在、隣接県と連携を図り、より広域的に避難先を確保することとしています。

※避難ルートは災害時の風向きや、複合災害の状況等によって、変更されることもあります。自治体からの連絡を確認したうえで避難してください。

## いわき市

避難元地区		避難先と避難ルート	
		市町村	主な避難ルート
四倉	➡	郡山市	国道6号→国道49号
		須賀川市	国道6号→国道49号→県道293号→県道54号
		三春町	国道6号→国道49号→県道40号
小川	➡	柳津町 三島町 金山町	国道399号→市道(好間工業団地経由)→国道49号 →国道252号
		昭和村	国道399号→市道(好間工業団地経由) →国道49号→国道252号→国道400号
川前	➡	西会津町	県道41号→県道42号→国道49号
久之浜・大久	➡	須賀川市	国道6号→国道49号→県道293号→県道54号
		鏡石町	国道6号→国道49号→県道293号→県道54号 →国道118号→国道4号
		天栄村	国道6号→国道49号→県道293号→県道54号 →国道118号→国道4号→県道58号→国道294号
平 小名浜 勿来 常磐 内郷	➡	茨城県	国道6号
遠野	➡	檜枝岐村	県道20号→県道10号→国道289号→国道401号
		只見町	県道20号→県道10号→国道289号
		南会津町	
好間	➡	会津若松市 郡山市 猪苗代町	国道49号
		喜多方市 湯川村	国道49号→国道121号
		北塩原村	国道49号→国道121号→国道459号
		磐梯町	国道49号→県道64号→県道7号
三和	➡	西会津町 会津坂下町	国道49号
田人	➡	下郷町 南会津町	国道289号

## 田村市

避難元地区		避難先と避難ルート	
		市町村	主な避難ルート
滝根	➡	棚倉町	国道349号→国道289号→国道118号
		矢祭町	国道349号→国道289号→国道242号→県道27号
		埴町	→国道118号
		鮫川村	国道349号
大越	➡	石川町	県道19号→国道349号→県道42号→国道118号
		平田村	県道19号→国道349号→県道42号→国道49号→県道285号
		玉川村	県道19号→国道349号→県道42号
		古殿町	県道19号→国道349号
都路	➡	郡山市	国道288号
常葉	➡	郡山市	国道288号
船引	➡	白河市	国道288号→国道4号→国道294号
		西郷村	国道288号→国道4号→国道289号
		泉崎村	国道288号→国道4号→県道75号
		中島村	国道349号→県道42号→県道44号
		矢吹町	国道288号→国道4号→県道44号→県道42号
		玉川村	国道349号→県道42号

## 南相馬市

避難元地区		避難先と避難ルート	
		市町村	主な避難ルート
鹿島区	➡	相馬市	国道6号
		新地町	
		伊達市	国道6号→国道115号→国道349号
原町区	➡	福島市	県道12号→国道114号
		郡山市	
		二本松市	県道12号→国道349号→国道459号→国道4号
		本宮市	
		大玉村	県道12号→国道349号→国道459号→国道4号→県道146号

## 川俣町

避難元地区		避難先と避難ルート	
		市町村	主な避難ルート
全行政区	➡	福島市	県道12号→国道114号
		伊達市	国道349号
		桑折町	
		国見町	国道349号→国道399号→国道4号

## 広野町

避難元地区	避難先と避難ルート		
	市町村	主な避難ルート	
全行政区	➡	小野町	国道6号→国道49号→国道349号
		浅川町	国道6号→国道49号→県道42号→国道118号
		平田村 (帰町状況によって)	国道6号→国道49号→県道285号
		石川町 (帰町状況によって)	国道6号→国道49号→県道42号→国道118号

## 川内村

避難元地区	避難先と避難ルート	
	市町村	主な避難ルート
全行政区	➡ 郡山市	国道399号→国道288号 県道112号→県道302号→国道288号

平成26年4月30日現在、住民が避難している次の市町村及び地区については、平成22年国勢調査の対象人口に基づいて避難先市町村を決めています。

## 南相馬市

避難元地区	避難先と避難ルート	
	市町村	主な避難ルート
小高区	須賀川市	国道6号→県道12号→国道349号→国道459号→国道4号

## 楢葉町

避難元地区	避難先と避難ルート		
	市町村	主な避難ルート	
全行政区	➡	会津美里町	国道6号→国道49号→国道118号→国道401号
		柳津町	国道6号→国道49号→国道252号
		会津坂下町	国道6号→国道49号

## 富岡町

避難元地区	避難先と避難ルート	
	市町村	主な避難ルート
全行政区	➡ 郡山市	国道6号→県道36号→国道399号→国道288号

## 大熊町

避難元地区		避難先と避難ルート	
		市町村	主な避難ルート
全行政区	➡	会津若松市	県道251号→国道288号→国道4号→国道49号
		喜多方市	県道251号→国道288号→国道4号→国道49号→国道121号

## 双葉町

避難元地区		避難先と避難ルート	
		市町村	主な避難ルート
全行政区	➡	白河市	国道288号→国道4号→国道294号
		泉崎村	国道288号→国道4号→県道75号
		矢吹町	国道288号→国道4号→県道44号→県道42号
		中島村	国道288号→国道349号→県道42号→県道44号
		棚倉町	国道288号→国道349号→県道42号→国道118号
		石川町	国道288号→国道349号→県道42号→県道40号

## 浪江町

避難元地区		避難先と避難ルート	
		市町村	主な避難ルート
全行政区	➡	郡山市	国道114号→国道459号→国道4号
		二本松市	国道114号→国道459号
		本宮市	国道114号→国道459号→国道4号

## 葛尾村

避難元地区		避難先と避難ルート	
		市町村	主な避難ルート
全行政区	➡	柳津町	国道399号→国道288号→郡山市(内環状線)→県道296号→国道49号→国道252号
		会津坂下町	国道399号→国道288号→郡山市(内環状線)→県道296号→国道49号

## 飯館村

避難元地区		避難先と避難ルート	
		市町村	主な避難ルート
全行政区	➡	福島市	県道12号→国道114号



**福島県**  
**生活環境部原子力安全対策課**

〒960-8670  
福島市杉妻町2番16号  
TEL 024-521-7254